

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 救急病院の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

医療推進課
健康推進課

- 指定居宅サービス等の事業の廃止

長寿社会課

- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

道路整備課

【公告】

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 〃
- 岡山県医療審議会からの答申
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

県民生活交通課

〃

〃

〃

医療推進課
建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百七十四号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十八年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 倉敷シテイ病院

所在地 倉敷市児島阿津二―七―五三

二 有効期限

平成三十一年十一月十日

◎岡山県告示第五百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

セントラル薬局二子店

倉敷市二子二〇三一一八

平成二十八年十一月一日

◎岡山県告示第五百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

セントラル薬局松島店

所在地

倉敷市松島二八七一

辞退年月日

平成二十八年十月三十一日

平成28年11月11日 岡山県公報 第11838号

◎岡山県告示第五百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアセンターてまり

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町本庄一五〇〇番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ケアセンターてまり

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町本庄一五〇〇番地三

三 廃止年月日

平成二十八年十一月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇八一九

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成28年11月11日 岡山県公報 第11838号

◎岡山県告示第五百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三一三号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
真庭市仲間字横畑一七三三番一地先から 真庭市禾津字大滝中一四番三地先まで		新	一一・〇〇 六七・〇〇	六〇二・八
真庭市仲間字横畑一七三三番一地先から 真庭市禾津字大滝中一四番三地先まで		旧	六・〇〇 五一・〇〇	六〇二・八

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久世中和線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
真庭市櫛西字大入二七四二番一地先から 真庭市櫛西字鮎返り二七五八番二地先を		新	九・〇〇	四一〇・〇〇

真庭市櫛西字鉄山二七五番一地先まで 真庭市櫛西字大入二七四二番一地先から 真庭市櫛西字鉄山二七五番一地先まで	真庭市櫛西字鉄山二七五番一地先まで 経て 真庭市櫛西字鉄山二七五番一地先まで 真庭市櫛西字大入二七四二番一地先から 真庭市櫛西字鉄山二七五番一地先まで	真庭市櫛西字鉄山二七五番一地先まで 経て
旧		
九・〇〇 四一・〇〇	九・〇〇 四一・〇〇	四一・〇〇
四五〇・〇〇	四一〇・〇〇	

◎岡山県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三二三号	真庭市仲間字横畑一七三三番一地从先から 真庭市禾津字大滝中一四番二地先まで	平成二十八年十一月十一日

〔四六一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 f・saloon

三 代表者の氏名

藤村 元

四 主たる事務所の所在地

備前市伊部三二〇番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、小・中・高校生を中心とした就学期の未成年者に対し、将来人生を豊かにするための手段としての、「学び」の方法と実践を獲得する支援を行うことを目的とする。上記の目的のもと、子どもたちが自律した学習を行うための学習支援、「学び」の視野を広げるための体験授業などを提供する。これによって、子どもたちが「学び」を通して積極的に自己実現を成していくことのできる社会づくり、地域づくりを目指す。

〔四六二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アグリ・エカロー

三 代表者の氏名

妹尾 全郎

四 主たる事務所の所在地

倉敷市北浜町一番二九―二〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対して、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的、特定非営利活動に係る事業の種類、役員に関する事項、会議に関する事項、その他の事業の種類及び当該その他の事業に関する事項並びに定款の変更に関する事項

〔四六三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おかもま多機能サポートネット

三 代表者の氏名

池田美枝子

四 主たる事務所の所在地

笠岡市九番町一―二二

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、とりわけ視覚障害・聴覚障害・その重複などをもつ方々、母子、父子、その他あらゆる人、場面に対して、日常生活支援に関する事業を行い、取り残される人のない、住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔四六四〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十八年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十八年十月五日

二 答申を受けた年月日

平成二十八年十月十七日

三 諮問及び答申の事項

救急病院等の新規認定について（倉敷シテイ病院）

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前
県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

〔四六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字上西田一二九五―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区中仙道二丁目二―一クレセント中仙道一〇一

佐藤 裕介

佐藤絵里奈

三 許可番号

岡山県指令建指第一四五号